平成２５年（フ）第７８９号
札幌市白石区北郷２条２丁目２番36号　ハイツシャルマン201号
破産者　野辺地文雄
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０７号
埼玉県草加市氷川町779番地　船渡コーポ103号、破産手続開始時の住所埼玉県草加市西町600番地２
破産者　佐山　定雄
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
相模原市緑区原宿１丁目11番24号
破産者　小山　美鈴
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４４５号
新潟県新発田市三ツ梱1366―１
破産者　湯浅　博之
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１１号
長野県北安曇郡白馬村大字神城22844　介護老人保健施設白馬メディア、住民票上の住所長野県北安曇郡白馬村大字北城421番地
破産者　郷津　浩史
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５３４号
静岡県島田市道悦４丁目16番53号　フェニックスＡ103号室
破産者　池田　　九
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２６号
静岡市葵区北安東１丁目26番11号
破産者　新澤真佐枝
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２６６号
広島市南区東雲２丁目18番23―304号
破産者　柴田　充祥
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
徳島県阿南市富岡町東新町75番地３
破産者　中村　　弘
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第８４号
埼玉県熊谷市押切2561番地12
破産者　星野　惠司
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４号
神奈川県大和市柳橋２丁目３番地12　ガーデンクリア柳橋204号
破産者　村上　幹春
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７５９号
横浜市金沢区東朝比奈１丁目50番７号
破産者　野崎　　実
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０８号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1208番地32
破産者　多田　　恵
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県明石市大久保町谷八木124番地の１キィーロックハウス403号、前住所兵庫県明石市二見町西二見駅前３丁目55番地の11
破産者　吉田　憲生
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３６６号
高知市曙町１丁目10番11号
破産者　岡田　瑞穂
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６５号
北九州市若松区波打町９番１号
破産者　作田妃三子（旧姓松田）
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２８号
鹿児島県薩摩郡さつま町田原817番地１　ＳＵＮ　ＨＥＩＧＨＴＳ206号
破産者　西村　幸司
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係